

プロジェクト **のれん及び減損**項目 **第 446 回企業会計基準委員会及び第 104 回 ASAF 対応専門委員会で
聞かれた意見****本資料の目的**

1. 本資料は、第 446 回企業会計基準委員会（2020 年 11 月 19 日開催）及び第 104 回 ASAF 対応専門委員会（2020 年 11 月 26 日開催）において聞かれた主な意見をまとめたものである。
2. なお、第 446 回企業会計基準委員会では、審議事項(1)-1 のコメント文案のうち、総論、質問 1、質問 6 及び質問 7 を審議しており、第 104 回 ASAF 対応専門委員会では、コメント文案全体を審議している。

聞かれた意見（第 446 回企業会計基準委員会）

3. “too little, too late”の課題の“too late”について、のれんの価値の減価が適時に表現されていないとすれば、忠実な表現の観点で問題があることを指摘できるだろう。また、DP¹において減損のみモデルの維持を支持する主張の中で、「投資者は、耐用年数が恣意的と考えられるかどうかを問わず、償却費は業績の評価に役立たないので、償却費を足し戻すであろうとコメントした。」とされているが（DP 第 3.74 項）、償却費の調整は大きなコストなく行うことが可能であるため、償却を行った場合にこれらのキャッシュ・フローの情報を重視する財務諸表利用者にとって失われる情報はない一方、利益情報の質を重要と考える財務諸表利用者に対しては有用な情報を提供できるため、償却の再導入がより幅広い財務諸表利用者のニーズに対応するという点を主張していくべきであると考え。
4. コメント案では、財務諸表利用者を償却と非償却とを無差別と考える者と償却を有用と考える者の二分法としているが、同じ財務諸表利用者が、調整前後の数値を把握して多元的に分析を行う中でいずれをより重視するかの見解に違いがあるというのが、より現実に近いと考える。

¹ IASB から本年 3 月に公表されたディスカッション・ペーパー「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」

聞かれた意見（第104回ASAF対応専門委員会）

5. 質問7への回答案について、シールディングの問題への対応のため償却の再導入を提案するという論理構成はコメントの効果を高める趣旨と理解するが、シールディングがなければ償却は不要のようにも読まれかねず、本来、のれんを償却すべきとのASBJの従来の見解と不整合があるように見える可能性がある。このため、こうした不整合がコメント文案の中で生じていないかを確認すべきである。
6. 財務諸表作成者としては、商業上の機密を開示することで競合他社への参考情報となり、競争上の不利益が生じることで期待していたシナジーが発現できなくなるような事態を懸念している。このように、開示を行った結果として企業価値が棄損され、結局は投資者にとっても望ましい結果とならない可能性があることを主張していくべきであると考えます。

以 上